

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス関連の取扱いについて

令和5年5月8日（月）に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行します。これにより、コロナに感染した時の待期期間や授業を欠席した場合の本学での取扱いは下記の通りとなります。

① コロナに感染した場合

- ・法律に基づく外出の自粛は求められませんが、発症日を0日として、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えてください。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、感染リスクが残存するため、マスクの着用をお願いします。
- ・陽性が確認された場合は、下記の学校感染症の発症報告フォームからご連絡ください。
- ・公欠制度申請のために必要なもの：医療機関での検査結果や抗原検査結果の写真等

② 同居家族等がコロナに感染した場合

- ・濃厚接触者としての特定や外出自粛等は求められません。
 - ・大学には登校可能ですが、陽性者の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意し、手洗いや換気、マスク着用等の基本的感染対策をお願いします。（公欠制度の適用対象外です）
- ※ただし、同居家族等がコロナに感染し、ご自身にも症状がみられた場合（いわゆるみなし陽性の場合）は、上記①の取扱いと同様にしてください。

③ コロナ感染が疑われる体調不良の場合

- ・感染症罹患が疑われる体調不良の場合は、医療機関を受診し、学校感染症の発症報告フォームからご連絡ください。
- ・公欠制度申請のために必要なもの：医療機関を受診したことが分かる診療明細書等

< 学校感染症発症報告フォーム >

<https://forms.gle/7FN7SWjRdH687MZHA>

[保健管理センターHP内「学校感染症の発症報告」](#)
の情報もご確認ください。



< 公欠制度申請について >

授業担当教員へ事前にメール等で欠席連絡をし、登校可能となったら速やかに授業担当教員にメール等で復帰の報告を行い、「特定事由による欠席届」の提出は保健管理センター発行の証明書を受領後、速やかに提出する旨授業担当教員に報告すること。

必要書類と手続きの詳細については下記の公欠制度フローを参照してください。

- ◆ [公欠制度フロー（感染症関連の公欠制度フロー適用チャート）](#)
- ◆ [授業に出席できなかった場合のガイドライン](#)
- ◆ [特定事由による欠席届](#)

新型コロナウイルス感染に関するご相談やご質問については、下記までご連絡ください。

学務課学務総括係 <電話> 042-367-5537

<Mail> gaksoumu(ここに@を入れてください) cc.tuat.ac.jp